

業務用冷蔵・冷凍機器、自動販売機、業務用エアコン等の
フロン類が充填されている物件をリースでご利用中のお客様へ

フロン排出抑制法

リース終了後の「点検記録簿」について

- ・ 業務用冷蔵・冷凍機器、自動販売機、業務用エアコン等の管理者（使用者）には、フロン排出抑制法によって、「機器点検」・「点検記録簿の作成」が求められています。
- ・ これらの機器をリースでご利用の場合、リース契約終了後に**リース会社に返還**いただく際は、**お客様が作成した「点検記録簿」をリース会社に引き渡す**ことが求められています。**「点検記録簿」を取引リース会社へお渡し下さい。**

業務用冷蔵・冷凍機器、
自動販売機、業務用エアコン
等をリースでご利用中の

お客様

リース物件返還

取引
リース会社

お客様が購入した物件も機器点検、**点検記録簿**の作成が必要です。

点検記録簿

点検記録簿

フロン排出抑制法改正（2020年4月～）により、リース会社が物件廃棄する場合は、リース会社が**点検記録簿**を3年間保存します。

お客様へのお願い
リース物件を返還いただく際に、
「点検記録簿」を取引リース会社へお渡し下さい。

- *1 リース終了物件の返還手続きに関して、リース会社からお客様へご連絡を差し上げる際に、「**点検記録簿**」について確認させていただきます。
- *2 使用していた機器をメーカーが下取りする場合などは、リース会社に「**点検記録簿**」をお渡しいただく必要はありません。ご不明な点がございましたら、取引リース会社へ直接お問い合わせ下さい。

2020年3月
公益社団法人リース事業協会

- 本パンフレットは2020年3月現在の法令等に基づき作成しています。
- フロン排出抑制法の詳細は、政府のフロン排出抑制法ポータルサイトをご覧ください。
<https://www.env.go.jp/earth/furon/>